

夕張市ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度により夕張市（以下「市」という。）に寄附をした市外在住の寄附者に対し、お礼の品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈し、市の魅力を最大限に伝えるため、返礼品提供事業者及び返礼品の選定その他の手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(返礼品提供事業者の要件)

第2条 返礼品提供事業者は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。ただし、要件を満たしていても、市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがある法人その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。ただし、提供する返礼品が第3条各号の要件を満たしており、かつ、市長が特に認める場合は、市外の事業者であっても返礼品提供事業者として承認することができるものとする。
- (2) 市税等の未納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び夕張市暴力団排除条例（平成24年6月21日条例第12号）に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有しないこと。
- (4) 各種法令等を遵守した生産、製造、販売等を行っていること。なお、食品を取り扱う事業者は、当該食品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準及び食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備及び保存していること。
- (5) PL（生産物賠償責任）保険若しくはPL保険と同等程度の損害保険会社等の賠償責任保険に加入していること。
- (6) 個人情報適切に扱うことができること。
- (7) 市及び市が指定する委託事業者との連絡が電話で確実に取れる状態にあること。
- (8) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うことができること。

(返礼品の要件)

第3条 返礼品は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。ただし、要件を満たしていても、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号に定める基準（以下「地場産品基準」という。）に該当していること。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。
- (3) 市からの発注後、速やかに発送できるものであること。ただし、あらかじめ提供する期間を示す場合は、この限りではない。
- (4) 適切な状態（配送事業者が定める配送基準を満たしていること等）で発送が可能なものであること。また、発送日から一定期間の賞味期限が保証されていたり、賞味期限が短い場合は寄附者と受取日を調整して発送できるなど、適切な状態で寄附者が返礼品を受け取るこ

ができると市が判断したものであること。

(提供事業者登録)

第4条 返礼品提供事業者の登録を希望する場合は、夕張市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、別紙に返礼品の内容を記入し添付書類とともに、夕張市役所地域振興課へ提出することとする。なお、申請内容等を総合的に判断し、返礼品提供事業者登録の可否の決定を夕張市ふるさと納税返礼品提供事業者登録審査結果通知書（第2号様式）により通知する。

(返礼品の内容変更・追加提案)

第5条 登録した返礼品の内容について、変更や取下げを希望する場合は、速やかに市へ報告し、夕張市ふるさと納税返礼品変更申請書（第3号様式）を夕張市役所地域振興課へ提出することとする。なお、申請内容等を総合的に判断し、変更の可否の決定を夕張市ふるさと納税返礼品変更審査結果通知書（第4号様式）により通知する。

2 返礼品の追加提案をしようとする場合は、夕張市ふるさと納税返礼品追加提案書（第5号様式）を夕張市役所地域振興課へ提出することとする。なお、申請内容等を総合的に判断し、追加の可否の決定を夕張市ふるさと納税返礼品追加提案審査結果通知書（第6号様式）により通知する。

(返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消)

第6条 次の各号のいずれかに該当した場合は、市は、返礼品提供事業者又は返礼品の登録を取り消し、理由を付した文書により通知するものとする。

- (1) 返礼提供事業者又は返礼品がこの要綱に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 返礼品の品質に対する苦情等について、返礼品提供事業者に責任があるにもかかわらず、改善される見込みがないとき。
- (3) 他自治体に税金等の未納があり、夕張市に不利益が生じると判断されるとき。
- (4) 市、委託事業者、寄附者などに重大な損害を及ぼす行為があったとき又はそのおそれがあるとき。
- (5) その他ふるさと納税制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

(留意事項)

第7条 返礼品提供事業者は、次の各号について承諾するものとする。

- (1) 市から業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、別途市へ提出すること。
- (2) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供を依頼するものであり、選択されない場合もあること。
- (3) 返礼品の内容等に関する問合せ、苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めること。
- (4) 市が行う返礼品の提供に関して必要な調査及び確認に対応すること。なお、調査及び確認の結果、改善を指示された場合には、その指示に従うこと。
- (5) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、提供中止、品質又は発送過程での事故等の問

題が発生した場合には、速やかに市へ報告すること。

(6) 返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合において、市又は第三者に損害が生じたときは、当該返礼品提供事業者は、その損害を賠償すること。

(7) 本要綱に定めのない事項については、市の指示に従うこと。ただし、疑義が生じた場合は、協議によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年2月12日以前に市へ返礼品を提供している事業者については、本要綱に基づき、令和7年3月14日までに第1号様式により事業者登録の申請を行うこと。ただし、返礼品要件は事前に確認済みであるため、別紙の提出は省略するものとする。なお、期日までに登録の申請がない場合には、第6条第1号の規定により、返礼品提供事業者及び返礼品の登録取り消しの対象とする。